

平成29年 第11回定例教育委員会会議録

1. 開催日時 平成29年11月24日(金)
午後3時00分～午後4時32分
2. 開催場所 柏原市教育委員会 委員会室
3. 出席した委員
教 育 長 吉 原 孝
教 育 長 職 務 代 理 三 宅 義 雅
委 員 田 中 保 和
委 員 山 崎 裕 行
委 員 近 藤 温 子
4. 出席した職員
教 育 部 長 尾 野 晋 一
次長兼教育総務課長 福 島 潔
次長兼スポーツ推進課長 石 垣 好 啓
次長兼学務課長 松 田 成 史
社 会 教 育 課 長 礪 部 賢 二
文 化 財 課 長 一 松 孝 博
公 民 館 長 酒 谷 敬 三 郎
公 民 館 参 事 富 宅 公 浩
図 書 館 長 山 角 清 治
指 導 課 長 野 間 浩 一
健 康 福 祉 部 長 石 橋 敬 三
次長兼こども育成課長 篠 宮 裕 之
事 務 局 教 育 総 務 課 寺 川 款
事 務 局 教 育 総 務 課 井 上 敦
5. 議事案件
議案第51号 柏原市立体育館条例の一部改正の同意について
議案第52号 柏原市営庭球場条例の一部改正の同意について
議案第53号 柏原市立青谷運動場条例の一部改正の同意について
議案第54号 柏原市運動広場条例の一部改正の同意について
議案第55号 柏原市立小学校及び中学校の設置に係る条例の一部改正の同意について
議案第56号 柏原市立青少年センター条例の一部改正の同意について
議案第57号 柏原市民文化会館条例の一部改正の同意について
議案第58号 柏原市立歴史資料館条例の一部改正の同意について
議案第59号 柏原市立公民館条例の一部を改正する条例の同意について

議案第60号 柏原市立図書館条例の一部改正の同意について

議案第61号 審査請求に対する裁決について

6. 報告事項 他

7. 会議録の承認及び会議の要旨

吉原教育長： 只今より、平成29年第11回定例教育委員会会議を開催いたします。それでは、本日の会議録署名については、三宅委員、よろしくお願いいたします。次に、平成29年第10回定例教育委員会会議録の承認をお願いしたいと思います。会議録につきまして、何かご意見はございますか。

委員全員： (異議なし)

吉原教育長： それでは第10回定例教育委員会会議の会議録は承認することといたします。それでは議事に入ります。本日の議事案件は11件ございます。所管ごとにご説明いただきたいと思っておりますので、議案第51号から60号について、一括して事務局石垣次長より説明をお願いします。

石垣次長： 私からまず議案第51号から60号までお諮りする趣旨についてご説明いたします。平成27年に策定いたしました、第2次柏原市財政健全化戦略におきまして、受益者負担の適正な取り組みとしまして、受益する市民と受益しない市民との公平性、公正性を確保する観点から、受益者負担の状況を定期的に検討し、見直すこととなっております。これに基づき、対象となる教育委員会が所管する15の施設について使用料の改訂および新たに使用料を徴収することとなり、第4回市議会定例会にお諮りすることとなりました。使用料の改訂を行う施設としましては、市立体育館、市立第2体育館、柏原中学校体育館、片山庭球場、堅下庭球場、青谷運動場、円明東山運動広場、柏原市文化会館いわゆるリビエールホール、公民館講堂、国分図書館です。次に、新たに使用料を徴収する施設としまして、講堂を除く公民館、堅下分館、国分分館、青少年センター、歴史資料館でございます。これに伴い各条例を改正するものであります。なお、条例の改正日は柏原市文化会館が平成31年7月1日より。それ以外の施設については、平成30年7月1日としております。ご審議、ご同意賜りますようお願いいたします。

それでは、スポーツ推進課が所管する議案についてご説明いたします。まず、ページめくっていただきまして議案第51号柏原市立体育館条例の一部改正の同意についてでございます。めくっていただきまして、議案第52号柏原市宮庭球場条例の一部改正の同意についてでございます。議案第53号は柏原市立青谷運動場条例の一部改正の同意についてでございます。ページめくっていただきまして、議案第54号柏原市運動広場条例の一部改正の同意についてでございます。ページめくっていただきまして、議案第55号柏原市立小学校及び中学校の設置に関する条例の一部改正の同意についてでございます。こちらは柏原中学校の体育館に関するものです。以上がスポーツ推進課の条例改正案件でございます。なお、内容についてはお手元の資料を参照いただきますようお願いいたします。よろしくご同意賜りますようお願いいたします。

吉原教育長： これらは例規審査会には諮られましたか。

石垣次長： 全て教育委員会所管の案件は例規審査会を完了しております。

吉原教育長： ご意見ご質問はございませんか。

尾野部長： 補足ですが、使用料の見直し額については、約10%の値上げとなっております。公民館の講堂は値下げとなっております、それ以外は使用料を頂くようになっていきます。

田中委員： 青谷運動場は先般の台風の影響で今使えないですね。

石垣次長： はい、これから市の方でどういう形でやって行くか決定されますので、条例は条例でございますのでこれに伴って改正するものです。

吉原教育長： 青谷運動場は大和川の護岸を整備しないことには、また同じようなことになりかねないので、慎重に判断しないとイケませんのでね。

吉原教育長： それでは議案第51号から議案第55号までを原案のとおり承認してよろしいですか。

委員全員： (異議なし)

吉原教育長： それでは、議案第51号柏原市立体育館条例の一部改正の同意について、議案第52号柏原市宮庭球場条例の一部改正の同意について、議案第53号柏原市立青谷運動場条例の一部改正の同意について、議案第54号柏原市運動広場条例の一部改正の同意について、議案第55号柏原市立小学校及び中学校の設置に関する条例の一部改正の同意について、以上5議案を原案のとおり承認することといたします。次に議案第56号並びに57号について、一括して事務局から説明をお願いします。

磯部課長： 議案第56号並びに議案第57号についてご説明いたします。議案第56号柏原市立青少年センター条例の一部改正の同意についてでございます。ページめくっていただいて、議案第57号柏原市民文化会館条例の一部改正の同意についてでございます。先程石垣次長からも説明がありましたので、参考資料をご参照の上、ご審議賜りますようお願いいたします。

吉原教育長： この議案についてご質問はありますか。

石垣次長： 冒頭一度に説明しましたので補足しますが、青少年センターは料金を今までいただいていたんですけど、新たにいただくということです。市立文化センターは今までもいただいていたんですが、料金を変更したということです。

尾野部長： 料金の根拠は。

磯部課長： 企画調整課から提示された積算根拠がありまして、それを基に単価を設定しております。内容につきましては面積、経費、時間、各施設の受益者負担割合を基に算出しております。受益者負担割合は青少年センターは50%で計算しております。リビエールホールにつきましては受益者負担割合が100%となっておりますが、そのままの計算をあてはめますと現在の利用料の167%となり、1.5倍を超えるような非常に高額になるため、他の近隣市町村の類似施設との均衡を取って、現行料金から3%の上昇としています。

吉原教育長： これは何年かに一度また見直すのですか。

石垣次長： 財政健全化戦略の中で、3年から5年の間で受益者負担については見直しを検

討する事となっております。

吉原教育長： 消費税のアップについては加味されていますか。

尾野部長： あくまでも現状では消費税アップ分という訳ではなく、現状においてどれだけご負担いただくかということです。

吉原教育長： 消費税と連動している訳ではないんですね。他に何かご意見などはございますか。

委員全員： (意見等なし)

吉原教育長： 議案第56号並びに議案第57号について、原案のとおり承認してよろしいですか。

委員全員： (異議なし)

吉原教育長： それでは、議案第56号柏原市立青少年センター条例の一部改正の同意について。議案第57号柏原市民文化会館条例の一部改正の同意については、原案のとおり承認することといたします。次に議案第58号について、事務局から説明をお願いします。

一松課長： ご説明いたします。8ページをお開き下さい。議案第58号柏原市立歴史資料館条例の一部改正の同意についてでございます。改正内容につきましては資料⑧をご参照ください。料金につきましては、企画調整課の方から提示されております算出方法がありまして、受益者負担割合が50パーセントをご負担いただくということで、算出されました金額が約670円となりましたが、大阪府下市町村の類似施設入館料はほとんどが200円であり、それらの状況を勘案して200円としております。

尾野部長： 入館料については、高校生、大学生、中学生以下の方や、中学生を引率する教員も無料としております。

三宅委員： 歴史資料館については、他の施設の受益者負担という考え方とは意味合いが違おうと思うのですが、近隣他市でも料金は取っているのですか。

尾野部長： 取っています。ただ徴収する対象は一般の大人だけです。いわゆる勉強や学術的な施設見学はできるだけ無料としています。見ていただいたらわかりますが、別表に年間入館料を設定し、リピーターの方には3回の値段で来れるというように配慮しています。また、第6条に定めていますが、資料館の開館記念日や他市との連携事業の際には無料にするという他にはないような対応もしております。

石垣次長： 各施設に運営委員会がそれぞれにありまして、そちらにお諮りしたうえでご理解ご同意はいただいております。

山崎委員： 資料館だけ有料で、横穴公園などは無料ですよ。

尾野部長： そうです。あくまでも歴史資料館のみ有料です。

吉原教育長： 他にご質問はありますか。

委員全員： (意見等なし)

吉原教育長： 議案第58号について、原案のとおり承認してよろしいですか。

委員全員： (異議なし)

吉原教育長： それでは、議案第58号 柏原市立歴史資料館条例の一部改正の同意については、原案のとおり承認することといたします。次に議案第59号について、事務局から

説明をお願いします。

酒谷館長： それでは、9ページ議案第59号柏原市立公民館条例の一部を改正する条例の同意についてでございます。資料の⑨をご覧ください。主立って改正する点としまして、ページめくっていただきまして、第8条の使用料を別表のとおり定めております。下に行きまして、第9条使用料の減免についてでございます。こちらはもともと規則において定めておりましたが、今回条例を改めるにあたって、規則から条例に移行するものです。公民館という施設の性質から、できる限り市民の生涯学習に寄与するという考えから、現在まで無料で貸館を行ってまいりましたが、企画調整課が中心となりまして、受益者負担という考えから公民館を使用する方と使用しない方の公平性を図るため料金を改定するものです。大阪府下の他市でも70%が有料化に踏み切っている状況です。金額については、平成27年度の決算額を基に使用料の見直しを行っており、諸経費等に受益者負担率50パーセントを乗じた価格となっております。この金額は近隣で言いましてもアゼリア柏原の貸館料金と比較しても3分の1となっております。大阪府下でも下から数えて1、2番目の金額での料金改定となっております。できる限り市民の方にご利用いただける使用料の改定となっております。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

吉原教育長： この議案について、何か質問はございますか。

山崎委員： 支援学級の卒業生を送る会で今年も3階の講堂で行われますが、現状は半額減免でしたか。

酒谷館長： 教育委員会管轄でありますので全額免除となっております。

山崎委員： 厳密に言えば柏原市教育委員会の主催ではないですね。

尾野部長： 今後はそういう事業を整理する必要があると思いますが、教育委員会で認めるということであれば今までと同様になるのかなと。

吉原教育長： 9条第1項の市の要請に基づく事業と見ることもできませんかね。

酒谷館長： 今回の有料化を受けて今後いろいろな減免申請が上がってくると思いますので、その都度決裁を仰ぐ形になろうかと思いますが、できる限り現行の形で継続したいと考えています。

吉原教育長： 他にご質問はありますか。

委員全員： (意見等なし)

吉原教育長： 議案第59号について、原案のとおり承認してよろしいですか。

委員全員： (異議なし)

吉原教育長： それでは、議案第59号柏原市立公民館条例の一部改正の同意については、原案のとおり承認することといたします。次に議案第60号について、事務局から説明をお願いします。

山角館長： 10ページをお開き下さい。議案第60号柏原市立図書館条例の一部改正の同意についてでございます。資料の⑩をご覧ください。対象となるのは国分図書館の多目的室と会議室です。先程からお話しに上がっておりますが、企画調整課からの資料を基に積算してみますと、国分図書館もやはり高額になってしまいまして、大きいところで1.8倍程度になってしまいました。1.5倍を超える場合は考慮するようになるとなっておりまして、近隣

市町村にお聞きすると5パーセントの上昇で他市同様の金額となりました。多目的室の方は値段が上がりましたが、会議室はもともとの単価が低かったので、結果的に変更がありませんでした。以上でございます。ご同意お願いいたします。

吉原教育長： この議案について、何か質問はございますか。

委員全員： （異議なし）

吉原教育長： それでは、議案第60号柏原市立図書館条例の一部を改正する同意については、原案のとおり承認することといたします。

石垣次長： ご同意いただきありがとうございます。条例の改正を第4回定例市議会にお諮りするわけですが、その後規則がそれぞれありまして、条例改正後に規則も例規審査会に諮る形になりますので、規則についても改めて教育委員会会議に諮らせていただきますのでその際はよろしくをお願いいたします。

吉原教育長： 次の議案第61号の審議につきましては、審議資料に所得など個人の情報に関わるものが多数含まれることから非公開にて、審議したいと思いますが、各委員におかれましてはご異議等ございますか。

委員全員： （異議なし）

吉原教育長： それでは、議案第61号の「審査請求に対する裁決について」につきましては、非公開とし教育委員会と事務局学務課とで審議することにいたします。

議案第61号を除いて、本日の議事案件は以上です。続いて、報告事項に移ります。事務局の方で報告すべき事項はありますか。

議部課長： 【わくわくフェスタ、第九フェスティバル、成人式について報告】

吉原教育長： 何か質問はございますか。無いようですので次の案件お願いします。

松田次長： 【柏原市スクールバス負担金徴収条例の例規審査会後変更箇所について報告】

吉原教育長： ただいまの報告で何かお聞きになりたいことはありますか。

委員全員： （意見等なし）

吉原教育長： 各課からの報告は以上です。平成29年第11回定例教育委員会会議につきましては、平成29年12月22日（金）午後3時の予定です。

委員全員： （了承）

吉原教育長： 来年1月の予定ですが、1月23日はいかがでしょうか。

委員全員： （了承）

吉原教育長： 来年2月の予定ですが、2月7日はいかがでしょうか。

委員全員： （了承）

吉原教育長： 議案第61号の前にここで一旦休憩としまして、再開は午後4時5分からといたします。

【休憩】

吉原教育長： それでは、教育委員会会議を再開いたします。議案第61号について、事務局から説明をお願いします。

北井参事： （案件について説明）

吉原教育長： ご意見・ご質問はございますか。

- 質疑応答 -

吉原教育長： 審議の結果議案第61号を原案通り承認してよろしいですか。

委員全員：（異議なし）

吉原教育長： それでは、議案第61号審査請求に対する裁決については原案通り承認いたします。以上をもちまして、平成29年第11回定例教育委員会会議を閉会します。

本教育委員会会議の議事の経過に相違ないことを証するためにここに署名する。

平成29年11月24日

柏原市教育委員